

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）の試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）」（以下、「I C T 付帯構造物設置工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（I C T 活用工事）

第2条 I C T 付帯構造物設置工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。I C T 付帯構造物設置工は I C T 土工もしくは I C T 補装工（路盤）の関連施工工種として実施することとする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記 1) ~ 7) の方法により 3 次元測量データを取得するためには測量を行うものとする。ただし、I C T 土工もしくは I C T 補装工（路盤）の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K-G N S S を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。3 次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3 次元設計データとして、3 次元座標を用いた線形データも活用できる。T I N 形式でのデータ作成は必須としない。

③ I C T 建設機械による施工

対象外

④ 3次元出来形管理等の施工管理

付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

（1）出来形管理付帯構造物設置工の施工管理において、以下 1) ~ 7) の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下 1) ~ 4) の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
 - 6) T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理
 - 7) R T K - G N S S を用いた出来形管理
- (2) 出来形管理基準および規格値
出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。
- (3) 出来形管理帳票
現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。
- ⑤納品
①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

（対象とする工事）

- 第3条** I C T付帯構造物設置工はI C T土工もしくはI C T舗装工（路盤）発注工事のうち、下記工種を含む発注工事を対象とする。
- 2 I C T土工もしくはI C T舗装工（路盤）における関連施工種とするため、I C T付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。

種別	細別
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック
緑化ブロック工	
石積（張）工	
側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝
管渠工	
縁石工	縁石・アスカーブ
基礎工（護岸）	現場打基礎 プレキャスト基礎
海岸コンクリートブロック工	
コンクリート被覆工	
護岸付属物工	

- 3 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（I C T活用工事の実施手続）

- 第4条** I C T付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。

(試行対象工事の調査)

第5条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

(設計変更)

第6条 ICT土工もしくはICT舗装工の関連施工種とするため、「土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【受注者希望型】」、「土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT舗装工）の試行要領【受注者希望型】」のいずれかによる。

(監督・検査)

第7条 ICT付帯構造物設置工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用） 国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

令和2年6月22日改定（令和2年7月1日適用）

令和3年6月28日改定（令和3年7月1日適用）

令和4年9月15日改定（令和4年10月1日適用）

令和5年9月26日改定（令和5年10月1日適用）

令和7年9月30日改定（令和7年10月1日適用）